

社会福祉法人千歳市社会福祉協議会役員報酬規程

平成5年3月27日	制 定
平成7年3月24日	一部改正
平成8年3月28日	一部改正
平成9年3月27日	一部改正
平成9年12月22日	一部改正
平成10年12月21日	一部改正
平成11年12月 1日	一部改正
平成12年12月 7日	一部改正
平成14年11月 7日	一部改正
平成15年4月 1日	一部改正
平成15年11月 19日	一部改正
平成16年3月 23日	一部改正
平成16年11月 1日	一部改正
平成17年12月 1日	一部改正
平成18年10月 23日	一部改正
平成25年3月 29日	一部改正
平成26年12月 18日	一部改正
平成27年2月 27日	一部改正
平成28年3月 23日	一部改正
平成29年2月 9日	一部改正

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人千歳市社会福祉協議会定款第25条第3項の規定による常務理事に対する報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 常務理事の報酬月額、別表1に定めるところによる。

- 2 常務理事には、前項の報酬の外通勤手当、期末手当を支給する。
- 3 通勤手当および期末手当の支給額および支給率は別表2に定めるところによる。
- 4 第1項及び第2項に規定する報酬及び手当の支給方法は、職員の例による。
- 5 常務理事に就任し又は退任したときの報酬等は当該月の日割計算によって支給する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年3月28日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年3月27日から施行し、改正後の規定は、平成8年4月1日から適用する。ただし、別表2の5寒冷地手当の規定については、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成9年12月22日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
ただし、住居手当については平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成10年12月21日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成11年12月22日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成12年12月22日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成15年12月1日から施行する。

(平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成15年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規定第2条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項においては「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項においては「調整額」という。）の相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成15年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき報酬、扶養手当、住居手当、管理職手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、報酬を支給されなかった期間その他の会長が別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して会長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成15年6月に支給された期末手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額
(会長への委任)

- 3 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第5項に規定する基準日（その属する月が平成16年11月から翌年3月までのものに限る。）において平成16年10月末日から引き続き在勤する常務理事に対しては、改正後の規程第2条第4項の規定にかかわらず、世帯等の区分に応じ、定める額に予算の範囲内で会長が定める額を加算した額の寒冷地手当を支給する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。
(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 平成17年12月に支給する期末手当の額は、この規程による改正後の規程第2条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成17年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに役員となった者にあつては、新たに役員となった日）において役員が受けるべき報酬、扶養手当、調整手当、住居手当、管理職手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、報酬を支給されなかった期間その他会長が別に定める期間がある役員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して会長が別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額
 - (2) 平成17年6月に支給された期末手当の合計額に100の0.36を乗じて得た額
(会長への委任)
- 3 附則前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成26年12月19日から施行する。ただし、別表2第1項第2号の規定は平成26年4月1日から適用する。

(手当の内払)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された手当は、改正後の規程の規定による手当の内払とみなす。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成27年4月1日以降に再就職するものから適用し、同日前に再就職した者は、なお従前の例によることとする。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年4月1日以降に再就職するものから適用し、同日前に再就職した者は、なお従前の例によることとする。

附 則

(施行期日等)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1

役 員 報 酬 表

(単位：円)

号 俸	月 額	適用期間
1	314,300	60歳に到達する年度まで
2	273,800	61歳に到達する年度から63歳に到達する年度まで
3	186,900	64歳に到達する年度から65歳に到達する年度まで

別表 2

各手当基準表

1. 通勤手当

(1) 交通機関等利用者（片道2キロメートル以上の者）

(単位：円)

区 分	金 額
全 額 支 給 限 度 額	55,000

※ 公共交通機関利用者で定期券を利用することが経済的かつ合理的である者に支給する通勤手当を6ヶ月定期の全額を6ヶ月毎とする。（6ヶ月定期が設定されていない交通機関については、いちばん長い期間のもの。）

(2) 交通用具利用者（片道2キロメートル以上の者）

(単位：円)

距 離 区 分	金 額
片道 5 km未満	2, 0 0 0
片道 5 km以上 1 0 km未満	4, 2 0 0
片道 1 0 km以上 1 5 km未満	7, 1 0 0
片道 1 5 km以上 2 0 km未満	1 0, 0 0 0
片道 2 0 km以上 2 5 km未満	1 2, 9 0 0
片道 2 5 km以上 3 0 km未満	1 5, 8 0 0
片道 3 0 km以上 3 5 km未満	1 8, 7 0 0
片道 3 5 km以上 4 0 km未満	2 1, 6 0 0
片道 4 0 km以上 4 5 km未満	2 4, 4 0 0
片道 4 5 km以上 5 0 km未満	2 6, 2 0 0
片道 5 0 km以上 5 5 km未満	2 8, 0 0 0
片道 5 5 km以上 6 0 km未満	2 3, 6 0 0
片道 6 0 km以上	3 1, 6 0 0

2. 期末手当

(1) 支給率

(単位：月分)

区 分	支給月数
6 月期	1. 05
1 2 月期	1. 2
合 計	2. 25